

「良質な雇用による正社員就職者等」の定義について

「良質な雇用による正社員就職者等」

支援を受けた事業主に正社員等(実施要領に定める正社員等をいう。以下同じ。)として雇用された者又は支援を受けた求職者のうち正社員等として雇用された者、若しくは支援を受けた事業主に雇用される労働者のうち処遇改善が図られた労働者であって、次の①及び②又は①及び③を満たす者の数。(②については(ア)から(ウ)のいずれか1項目を選択)

また、正社員として雇用された者には、非正規雇用労働者から正社員へ転換された者を含むものとする。

なお、新規創業を行った者やフリーランス等で就労することになった者については、アウトカムの対象に含めない。

① 賃金要件(必須要件)

以下(ア)または(イ)いずれかの基準を満たした場合。

(ア) 就労期間における所定内給与額(実施要領に定める所定内給与額をいう。)の1か月当たりの平均額が別表「令和8年度地域活性化雇用創造プロジェクトアウトカム指標(平均所定内賃金月額)基準額一覧(以下「別表」という。)」の「1都道府県別係数」に定める都道府県毎の基準額以上であること。ただし、戦略的雇用創造分野が単一産業で、当該単一産業が別表の「2産業別係数」に記載の産業に該当する場合、別表の1の基準額に当該係数を乗じた賃金額を基準額とする。

(イ) 前職(直近のものに限る。)または処遇改善前の月所定内給与額が5%以上上昇したこと。

② 労働時間・休暇関連要件(選択要件)

以下(ア)から(ウ)のうち、いずれか1項目を選択し当該基準を満たした場合。

(ア) 月平均所定外労働時間が20時間以下であること。

(イ) 休暇関係 当該事業実施年度中の有給休暇の年間付与日数に対する取得率70%以上の場合または特別休暇を5日取得した場合。

※上記要件と併せて月平均の所定外労働時間45時間以下であることが必要。

※対象となる特別休暇は、病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇、不妊治療のための休暇、時間単位の特別休暇とし、休暇の名称問わず、これらと同義の休暇であれば対象とする。

※アウトカムとして計上できるのは、有給休暇や特別休暇の制度を就業規則等により整備している事業所に限る。

(ウ) 労働時間関係(柔軟な働き方選択制度)

採用・処遇改善された時点から6か月の間に、下記表に記載のとおり制度を一定基準(合

計 20 日)以上利用した場合。※上記要件と併せて月平均の所定外労働時間 45 時間以下であることが必要。

※アウトカムとして計上できるのは、下記表に記載の制度を就業規則等により整備している事業所に限る。

(別表)

令和8年度地域活性化雇用創造プロジェクトアウトカム指標
(平均所定内賃金月額)基準額一覧

1. 都道府県別係数

都道府県名	基準額
滋 賀	228.6 千円
京 都	236.2 千円
大 阪	254.3 千円
兵 庫	232.9 千円
奈 良	228.5 千円
和 歌 山	217.2 千円
鳥 取	196.6 千円
鳥 塚	196.8 千円
岡 山	216.9 千円
広 島	228.5 千円
山 口	217.9 千円
徳 島	214.1 千円
香 川	217.1 千円
愛 媛	205.7 千円
高 知	199.7 千円
福 岡	225.0 千円
佐 賀	202.0 千円
長 崎	203.4 千円
熊 本	206.8 千円
大 分	208.2 千円
宮 崎	189.8 千円
鹿 児 島	200.1 千円
沖 縄	194.6 千円

2. 産業別係数

産業名	係数
C鉱業、採石業、砂利採取業	1.27
D建設業	1.06
F電気、ガス、熱供給、水道業	1.21
G情報通信業	1.30
J金融業、保険業	1.18
K不動産業、物品賃貸業	1.08
L学術研究、専門、技術サービス業	1.19
O教育、学習支援業	1.10
P医療、福祉	1.02